

労務管理の
困りごと

人材確保に向けた
労務管理の改善を支援します

無料相談 受付中！

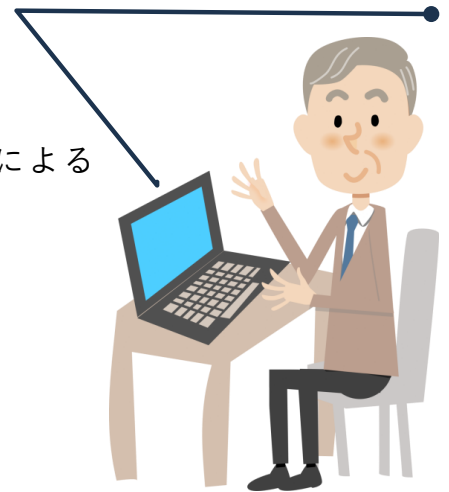
- 人材の確保や定着につとめたい
- 離職者を減らしたい
- 従業員の健康管理やキャリア形成を支援したい
- 快適な職場環境にしたい

こんなお悩みに、労務管理に関する専門的な知識のある社会保険労務士等（「雇用管理改善コンサルタント」という。）が事業所等にお伺いし、個別相談やコンサルティングを実施します。

専門家による支援の例

- **人事管理制度について**
勤務形態、職務基準、資格制度、人事考課等
- **賃金体系について**
昇給、昇格、資格手当等
- **教育訓練について**
職種別、職位別等の研修体系の整備
- **福利厚生について**
労働者住宅、福利厚生施設、健康管理、機器の導入等による職場環境の改善等
- **職場のコミュニケーション管理について**
- **業務管理について**
人員配置、業務プロセスの見直し等
- **その他、労働者の雇用管理の改善等について**

お申し込みは
ハローワークへ



お申し込み・お問い合わせ先

最寄りのハローワークへ

雇用管理改善等コンサルタント ご利用にあたって

1. コンサルタント派遣依頼の手順

・従業員の採用や定着について、コンサルタントの派遣を希望する場合、最寄りのハローワークへご連絡ください。

その際、具体的な相談事項をハローワーク職員へお伝えください。

・訪問日程等の調整は、静岡労働局 担当コーディネーターが行い、ご連絡します。

2. 相談場所

・事業所への訪問、または、最寄りのハローワークの会議室等で行います。

3. 相談時間及び回数

・1回2時間以内、相談は3回までです。

4. 訪問にはハローワーク職員が同行する場合があります。

5. コンサルタントには守秘義務が課せられておりますので、安心してご相談ください。

ただし、求人充足支援等を実施するため、相談内容及び支援内容等が静岡労働局及びハローワークに共有されますのでご了承ください。

6. コンサルタントによる相談後ハローワークによる求人充足支援を行います。